

平成二十八年十一月八日受領
答 弁 第 九 四 号

内閣衆質一九二第九四号

平成二十八年十一月八日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員逢坂誠二君提出核兵器禁止条約にかかる決議案に日本政府が反対した理由に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員逢坂誠二君提出核兵器禁止条約にかかる決議案に日本政府が反対した理由に関する質問に
対する答弁書

一について

核軍縮に関する我が国の基本的立場は、核兵器のない世界の実現のためには、核兵器の非人道性に対する正確な認識及び厳しい安全保障環境に対する冷静な認識に基づき、核兵器国と非核兵器国との間の協力による現実的かつ実践的な措置を積み重ねていくことが不可欠であるというものである。御指摘の決議案は、北朝鮮の核・弾道ミサイル開発が我が国の安全に対する重大かつ差し迫った脅威となっている中で、このような我が国の基本的立場に合致せず、また、核兵器国と非核兵器国との間の対立を一層助長し亀裂を深めるものであるとの理由から、慎重な検討を重ねた結果、反対したものである。